

令和2年度第1回
大崎上島町総合教育会議会議録

令和3年3月25日（木）開会

大崎上島町教育委員会

令和2年度第1回大崎上島町総合教育会議出席者名簿

令和3年3月25日(木) 13:30 開会
14:35 閉会

1 出席者	町長	高田 幸典
	教育長	西田 光也
	教育長職務代理者	取釜 秀子
	委員	高田 康平
	委員	瀧口三千弘
	教育課長	有田 芳徳
	教育指導監	植野洋一郎
	教育課課長補佐	秋山 英雄
	総務学校教育係長	閑田 浩平

(傍聴者 なし)

令和2年度第1回大崎上島町総合教育会議 日程

開催日時：令和3年3月25日（木）
13：30～14：35

- 1 開会

- 2 町長挨拶
教育長挨拶

- 3 議 事
 - 協議1 町立学校の通学区域について

 - 協議2 スクールバスの運行状況について

 - 協議3 給食調理場の現況について

- 4 閉 会

1.開会	教育課長	ただいまから令和2年度第1回大崎上島町総合教育会議を開催します。本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定により、原則として公開となりますが、本日は傍聴の希望はありません。 会議の開催にあたりまして、高田町長からご挨拶があります。
	町長	～ あ い さ つ ～
	教育課長	次に西田教育長からご挨拶をお願いします。
	教育長	～ あ い さ つ ～
2. 議事 日程第1	教育課長	本日の出席者につきましては、お手元に名簿をお配りしておりますので、ご紹介に代えさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。 令和2年4月以降、教育委員会の委員さんも全員交代しており、この総合教育会議も初めての開催となりますので、議事に入ります前に、この会議の趣旨、所掌事項、会議の進行などを説明させていただきます。お手元の資料1ページの「大崎上島町総合教育会議設置運営要綱」をご覧ください。 1ページには、総合教育会議の設置根拠となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を根拠に策定されました『大崎上島町総合教育会議設置運営要綱』です。まず1条が設置の趣旨です。2条の所掌事務は、大きく三つの事柄を協議調整することとしています。3条は構成員で、町長及び教育委員会をもって構成することとしています。 それでは今説明しました要綱に基づいて進めてまいります。要綱第5条に規定しておりますとおり、ここからは町長に議事の進行をお願いします。
	町長	はい、それでは要綱に従い進行を務めますので、ご協力をお願いいたします。早速議事に入りたいと思います。協議1「町立学校の通学区域について」を事務局から説明をお願いします。
協議1	教育課長	はい、「町立学校の通学区域について」ということで、資料の3ページをお開きください。ここに大崎上島町立学校の通学区域に関する規則ということで合併当初定めております。主旨としましては、この規則は大崎上島町立小学校・中学校及び幼稚園の通学区域を定めるものとする。通学区域第2条としまして、学校の通学区域は別表のとおりとする。通学区域の調整第3条、大崎上島町教育委員会教育長は、特別の事情があると認めるときは、前条の規定にかかわらず通学区域の調整をすることができるということで、別表の第2条関係ですけれども、表1として小学校、小学校は大崎小学校、東野小学校、木江小学校とございますけれども、通学区域については、大崎小学校は、中野、原田、大串、東野小学校が東野、木江小学校が木江、沖浦、明石ということで、合併以後、住居表示が変更になっておりますけれども、俗にいう大字単位で通学区域が定められていると解釈していただければと思います。2の大崎上島中学校につきましては、通学区域は町内全域であります。同様に幼稚園も大崎上島町内全域となっております。これが町立学校の通学区域に関する規則ということになります。 続きまして、資料の4ページをご覧ください。こちらの方は、平成18年11月に町が定めたものなんですけれども、指定校の変更許可基準ということで、大崎上島町教育委員会の設定する通学区域による就学指定校以外の学校、先程の規則に定める学校以外の学校を希望する場合は、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、個別事由による指定校変更の審査基準を下表のとおり定め、これにより認めることとする。申請に対する審査にあたっては、次の4つの条件をすべて満たし、かつ、下表の該当する場合は、これを承諾する。なお、指定校変更における標準処理期間は、指定校変更
	町長	はい、それでは要綱に従い進行を務めますので、ご協力をお願いいたします。早速議事に入りたいと思います。協議1「町立学校の通学区域について」を事務局から説明をお願いします。

協議1	教委課長	<p>届け出から7日とする。そして条件としてまず1、申請時において大崎上島町民であること、2、保護者が指定校変更後の通学経路、通学方法を明確にしたうえで、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること。3として、学校の運営上問題がないと判断されること。4として、教育委員会が必要と認めた書類等の添付がされていることです。</p> <p>そして許可要件につきましては、真ん中から下に表がありますが、身体的理由としては、身体の障害又は病弱により指定校に就学することが困難な場合、転居理由として、最終学年時の転居。学期・学年途中の転居、住宅の新築等の場合、教育的配慮として、児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると認めた場合、家庭的事由として、保護者の就労等の理由により、下校後の預かり先住所による指定校に通学させたい場合。保護者の勤務地の近くの学校への通学を希望する場合。その他個別事由として、教育委員会が特に必要と認める場合ということで、指定校を変更する場合は、許可基準という形で定めています。</p> <p>今年度でいいますと、児童2名を許可しています。1人は住居を変更して、木江小学校へ入学予定だった児童が大崎小学校へ、もう一人は親御さんの勤務地、放課後子ども教室への迎への関係で、木江小の入学予定者が大崎小へ入学を希望し、教育委員会に申請して教育委員会が許可をし、大崎小学校へ入学しています。</p> <p>平成28年度に先ほど説明しました基準ができ、約10人の通学区域の変更を許可しております。</p> <p>協議1の件の説明につきましては、以上です。</p>
	町長	<p>私の方が提案させていただいておりますので、説明させていただきますが、具体的に言いますと再来年の4月に木江小学校に入学予定の児童の家族から、同級生が3人いるんだけど、どうもほかの2人はここにある理由で、大崎小学校へ入学を希望しており、自分の孫は同級生が1人になるんだという心配をされております。</p> <p>私も、1人の教育に疑問を持っており、多数の中で学ばせたいという希望も持っている。</p> <p>教委委員会の今の基準が形骸化しているのではないかと考えておりますし、しっかりと議論していただく時期に来たのではないかと考えています。ここで結論付けるということにはなりません、教育委員会できっちり議論してほしいし、ご意見を伺いたいと思います。</p>
	瀧口委員 町長	<p>3人のうち2人というのは、今年の1年生ですか。</p> <p>今年じゃないです。この次です、あとの2人というのが、すでに行かしている2人ということなんです。</p>
	高田委員	<p>私は大崎地区在住ですが、子どもに木江小に行かせたいという思いがありました。木江幼稚園に子ども通わせていたので、友達もおりましたので、結局は大崎小に入学することになりましたが。</p>
	町長 委員	<p>その他ご意見はありますか。</p> <p><意見なし></p>
協議2	町長	<p>続きまして協議2「スクールバスの運行状況について」事務局より説明をお願いします。</p>
	教育課長	<p>スクールバスにつきましては支援内容として、大崎上島幼稚園通降園バス、大崎スクールバス、木江スクールバス、各小学校の長期休暇期間中の支援、東野小遠距離通学支援、大崎上島中通学支援、渡船通学支援があります。事業費等につきましては、会議資料2ページに掲載しております通りです。</p>
	町長 取釜委員	<p>皆様、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>スクールバスの運営や離島と言うことでの渡船補助もあり、保護者の負担軽減にもつながっている施策だと思います。</p>
	瀧口委員	<p>長期休暇中の通行支援もされていますね。これはクラブ活動への参加等も</p>

協議2	取釜委員 教育課長 町長 委員	含みますか。 そうです。クラブ参加の移動も含んでいます。 その他ご意見はありますか。 <意見なし>
協議3	町長 教育課長 町長 取釜委員 教育課長 瀧口委員 教育長 教育課長 町長 委員	続きますして協議3「学校調理場の現況について」事務局より説明をお願いします。 給食調理場の現状につきましては、大崎学校給食センター、東野小給食調理場及び木江給食調理場の三ヶ所で運営しており、大崎学校給食センターがセンター方式、東野及び木江が自校式となっております。各調理場の建設年度につきましては、資料のとおりとなっておりますが、木江調理場が昭和44年建設ということで耐震性もないということで、この点は注意が必要と考えています。 ご意見ございますでしょうか。 調理場の運営方法にセンター方式と自校式がありますが、自校式の場合は、給食を調理している調理員さんの顔も見え、調理場からすぐにランチルームに運ばれてくるので、食育の面からも理想だと思います。 センター方式をとっている大崎調理場においても、アレルギー対応についても、代替メニューを調理するなど、努力をいただいています。 将来的には、三ヶ所ある調理場を統合することも必要となって来ますか。今すぐと言うことはありませんが、そういう検討も必要となってくると思います。 調理員の確保も困難となってきておりますし、老朽化した施設の改修等も勘案する必要がありますね。 その他、ご意見はございますか。 <意見なし>
その他	町長 教育長 取釜委員 町長 委員	その他に移りたいと思います。現在、コロナ禍ということで、生涯スポーツや生涯学習の施策がとりにくくなっていると思います。現在の状態が緩和された時、しっかりと事業が推進できる体制を教育委員会ですべていただきたいと思います。 想定外のコロナ感染症の影響が出ており、計画していた事業の多くを中止せざるを得ない状況となっております。但し、この状況が改善された時に備えての体制はとって行きたいと思います。 なかなか先が見えない状況となっておりますが、今回の感染症が影響として、活動が弱体化することのないことを希望します。 その他ご意見はありますか。 <意見なし>
閉会	町長	皆様本日は熱心にご審議をいただきありがとうございました。これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。